

歯科用貴金属価格の随時改定 金パラ価格は320円引下げ

2月15日に開催された中協において、4月1日からの金パラなど歯科用貴金属価格の随時改定が決定された。随時改定は2022年4月改定において、変動幅にかかわらず、平均素材価格に応じて診療報酬改定時以外に4月、7月、10月、1月に見直しを行うものとされた。

今回の改定で金パラの公示価格は3,391円となり3,711円から320円の引き下げとなった(30グラムでは111,330円から101,730円の9,600円引き下げ)。これは、4月随時改定の素材価格参照期間は11月～1月で、この間のパラジウム素材価格の下落に伴うもの。

表. 歯科用貴金属価格随時改定

	R4年7月 随時改定	R4年11月 随時改定	R5年1月 随時改定	R5年4月 随時改定
2 歯科鑄造用 14カラット金合金 インレー用 (JIS 適合品)	6,569	6,493	6,512	6,596
3 歯科鑄造用 14カラット金合金 鈎用 (JIS 適合品)	6,552	6,476	6,495	6,579
4 歯科用 14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)	6,702	6,626	6,645	6,729
5 歯科用 14カラット合金用金ろう (JIS 適合品)	6,529	6,453	6,472	6,556
6 歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上 JIS 適合品)	3,715	3,481	3,711	3,391
10 歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上 JIS 適合品)	4,235	4,052	4,226	3,994
11 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS 適合品)	152	145	144	151
12 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS 適合品)	185	178	177	184
13 歯科用銀ろう (JIS 適合品)	269	265	265	269

保険かわら版

難病公費の取扱い Q&A

Q1: 難病の公費負担医療(法別番号54)について、他院から転院してきた患者の受給者証の「指定医療機関名」欄に当院の名称が書かれていないが、公費で請求できるか。

A1: 指定医療機関であれば公費請求できる。2022年9月14日以降、長野県が発行する医療受給者証には「個別の指定医療機関名」ではなく、「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき指定された指定医療機関」と記載されることとなった。そのため、県から指定された指定医療機関であれば、患者が新たに受診する医療機関を事前申請しなくても公費負担医療として取り扱うことができる。

また、小児慢性特定疾病(法別番号52)についても、2022年9月14日以降、受給者証には「児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載されており、指定小児慢性特定疾病医療機関であれば公費として取り扱うことができる。

なお、難病、小児慢性特定疾病のいずれも、有効期限内の受給者証であれば、2022年9月14日以前に発行されている場合でも、変更手続きなく、記載以外の指定医療機関で公費の取扱

いができる。

Q2: 難病公費(法別54)の対象患者に対し、難病に対する薬剤と難病とは関係のない疾病に対する薬剤を処方する際、処方料や処方箋料は公費請求できるか。

A2: 難病に対する薬剤が含まれた処方であれば、処方料又は処方箋料は公費の対象とすることができる。なお、薬剤料は難病に関するもののみ公費対象となる。したがって院外処方の際は、調剤薬局に公費対象の薬剤とそれ以外の薬剤が分かるように、処方箋に明記するか2枚に分けて交付する等の対応が必要。

Q3: 難病外来指導管理料を算定していない患者であっても、難病公費(法別54)を使って公費請求することはできるか。

A3: 受給者証に記載された難病及びその疾患に付随して発現する傷病に対する治療については、公費請求できる。

Q4: 難病法の指定難病が主病の患者は、難病外来指導管理料の算定対象とされているが、難病公費の受給者証を交付されていない患者は算定できないのか。

A4: 病名及び重症度が難病公費の支給認定の基準を満たすことを、医師が客観的な根拠とともに医学的に明確に診断できる場合は、受給者証の交付を受けていなくても算定できる。

3. 会計報告…10月度・11月度会計報告について承認した。

4. 社協第28回総会…2月18日開催の社協総会における次期役員を代表委員に宮沢会長、事務局次長に原事務局を推薦することを確認した。

■協議事項

1. 医療運動課題…保団連の当面の医療運動課題について報告。

2. 医療、介護署名の具体化…負担増ストップ緊急請願署名についての取り組みを確認。会員医療機関に呼びかけるとともに、県内介護施設等にも協力を依頼し、通常国会開会中の2月か

経営 電話 相談



県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00～12:00、13:00～16:00

◆受付電話 0269-33-3265

(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は

会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



法律相談をご利用いただけます

長野県保険医協会では弁護士と顧問契約しています。会員の先生は電話相談を無料でご利用いただけます。(電話相談以上をご希望の場合は個別にご契約となります)保険医協会からお取次ぎしますのでまずはご連絡下さい。

ら5月に実施することを決定した。

3. 県議会議員選挙アンケート…4月9日県議選に向けて、県議会議員候補者アンケートを実施する。期間は3月1日～3月15日で調査、3月31日告示前の結果公表とすることを決定。アンケート項目について協議、意見を踏まえて文章を加筆修正し、2月初旬の理事会で決定する。

4. オンライン資格確認システム導入義務化・保険証廃止撤回の運動…中協の経過措置等について今後の対応を協議。①除外や経過措置の拡大を求める4点の要望を確認、文章化し正副会長で取りまとめて厚労省に要請する。②マイナポータルを利用した電子資格確認が可能であることを厚生局長野事務所を通じて厚労省に確認することとした。◆保険証廃止の撤回を求める保団連請願署名について、宣伝物等がそろい次第取り組むこととした。

5. 第44回定期総会の準備…総会までのスケジュールの確認と当日要綱について確認した。◆議案書(原案)の討議、意見をもとに2月の理事会で最終決定する。

6. 医療情勢…来年度予算、実質賃金低下と物価高騰、社保審の医療保険部会、介護保険部会の審議の動向、全世代型社会保障改革の議論、新型コロナ、薬価改定、原発の新たな基本方針など報告。

7. 事務局長退任…宮澤事務局長が定年を迎え、退任する旨報告した。

活動日誌

- 1/29 保団連代議員会
- 1/31 総務委員会
- 2/1 保団連社保小委員会
- 2/2 北信越ブロック事務局長会議、保団連医療運動会議
- 2/3 社保協事務局会議、福祉医療給付の改善をすすめる会
- 2/9 北信越ブロック医科在宅厚労省懇談、「保険で良い歯科医療を」全国連絡会世話人会
- 2/10 社保協運営委員会、国保出前講座、理事会
- 2/12 保団連理事会、「加齢性難聴と認知症」セミナー
- 2/14 歯科部会
- 2/16 国会行動
- 2/17 社保協介護部会
- 2/18 社保協総会
- 2/19 歯科施設基準研修会

原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中!★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

長野県保険医協会の会員数

1321名(医科738名、歯科583名)
2月1日現在

理事会便り

1/24理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30～21:00出席役員:宮沢会長、池上、市川、奥山、林(春)、三田各副会長、布山、宮下、山崎各理事
議長:池上副会長

■報告・承認事項

1. 前回議事要録の確認…12月度理事会の議事要録を確認。

2. 会務報告…1月会務報告について確認した。